

逗子キッチンカー連絡協議会 会員規約

第1条《名称》

本協議会は、逗子キッチンカー連絡協議会と称する。

第2条《目的》

本協議会は、逗子市及び逗子市周辺地域の移動販売業に関わる個人や団体等のネットワークを構築し、情報共有や情報発信を行うことで、業界全体の活性化を図るとともに市民の利便性向上や、楽しさ、おいしさとの出会いを促進することを目的とする。

第3条《事業》

本協議会は以下の事業を行う。

- ・ 移動販売に関する広報活動
- ・ 移動販売業とイベント等のマッチング事業
- ・ イベントプロデュース業（催事、イベント企画、運営事業）
- ・ 災害時の炊き出しや住宅地における買い物支援など、本協議会のできる地域貢献に関する事業
- ・ 逗子市や逗子市商工会と連携した、公共の福祉及び市民サービス向上のための事業
- ・ その他第2条の目的を達成するために必要な業務

第4条《会員》

本協議会の主旨、目的に賛同し、協議会が認めたものは法人、個人を問わず会員とする。ただし、原則として代表者が逗子市内在住または逗子市商工会会員であることを条件とする。

会員は、正会員、賛助会員があり、それぞれについては次条の通り定める。

第5条《入会費・会費》

1 正会員

正会員は、本協議会を構成し、本協議会の目的を達成するための活動に参加するものとする。

入会費 無料

年会費 6,000円（月額500円）

2 賛助会員（協賛会員）

賛助会員は、本協議会の趣旨に賛同し、活動を援助するものとする。

入会費 無料

年会費 1口10,000円～

※毎年度4月1日更新。

※年度途中での入会の際は、入会月から3月までの月割り計算とし登録月に支払うこととする。(正会員)

第6条《入会申請手続き》

入会申請手続きは、法人・個人とも協議会ホームページの入会申請フォーム、または書面にて申請するものとする。入会申請をするものは、会員規約ならびに出店ガイドラインに同意したうえ、必要書類を添付する。再入会の際も同様に、新たに申請手続きを必要とする。

第7条《入会審査》

入会時の審査において、営業上のコンプライアンスを遵守していないと判断した場合や、反社会的組織・集団に属するもの及びそれらに準ずる者、並びにそれらの組織・集団・団体に属する者と交際があると協議会が判断した場合、並びに協議会が会員として適当でないと判断した場合、入会を承認しない。

第8条《退会》

退会は法人・個人とも協議会への退会の申し出があれば、自由に退会できる。

第9条《資格の喪失》

会員は、次の各号のひとつに該当するときは、その資格を失うものとする。

(1)退会

(2)法人の解散、整理、異議の申し立てがあったとき

(3)除名

(4)個人の廃業

(5)反社会的組織・集団に登録をしたとき、交友関係を持ったとき

第10条《除名》

会員が営業上のコンプライアンスを遵守せずに、次の各号のひとつに該当するときは、役員会の決議で除名することがある。また、会員が以下の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を喪失し、自動的に除名することとなる。

(1)協議会の信用を失墜される言動に及んだ場合

(2)協議会の名誉を著しく毀損する言動に及んだ場合

(3)協議会の活動を妨害する言動に及んだ場合

(4)道路交通法や食品衛生法、その他の法令に反する営業をした場合

(5)社会通念上好ましくない営業を行い、改善指導を受け入れない場合

(6)新たに反社会的組織・集団に属した場合、及びそれらに準ずる団体に属した場合、並びにそれらの組織・集団・団体に属するものと交際を始めた場合

第 11 条《禁止行為》

- (1)協議会、他の会員もしくは第 3 者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると協議会が判断する行為
- (2)協議会、当協議会関係者、他の会員もしくは第三者の財産、肖像権、プライバシー等の権利を侵害する行為又は侵害する恐れがあると協議会が判断する行為。
- (3)協議会、当協議会関係者、他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、ならびにその恐れがあると当協議会が判断する行為
- (4)犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為
- (5)公序良俗に反する行為
- (6)信用を損なうような行為
- (7)提供される情報を改ざんする行為
- (8)当協議会が運営するウェブサイト有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為
- (9)その他、法令に違反する行為
- (10)その他、協議会が不適切と判断する行為
- (11)前各号のいずれかに該当する恐れがあるものと判断する行為

第 12 条《秘密保持の義務》

協議会から知り得たイベント情報や会員の個人情報を、承諾なく使用・開示・漏洩することを禁止とする。

第 13 条《自己責任の原則》

会員は、協議会の名称及び協議会が提供する企画またはサービスの呼称等（以下、「本呼称等」とする）の使用及びその結果については、自らが一切の責任を負うものとする。万一会員による本呼称等の利用に関連し他の会員又は採算者に対して損害を与えたものとして、当協議会に対して会員又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当協議会は協議会の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる理由によっても一切の責任および損害賠償義務を負わないものとし、当該請求又は訴訟によって損害（訴訟費用、弁護士費用を含む）を負った場合、当該会員はその一切を保証するものとする。また、会員はその活動の中で当協議会及び第三者に損害を与えた本人がその損害を直ちに賠償するものとする。

第 14 条《役員》

協議会に次の役員を置き、役員会を構成する。

- (1) 会長 1 名

(2) 副会長 2名

(3) 監査 2名

第15条《役員の仕事・任期》

(1) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

任期は2年とし、再任を妨げない。

第16条《会議》

協議会の定例会議は年度1回の総会とし、その他については臨時招集とする。

第17条

総会は役員が招集し、議長は参加者より役員が選出する、

第18条

総会は次の事項を審議・議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他の重要事項

第19条

総会の議決は、出席者の過半数の参加または賛成を条件とする。

第20条《運営費》

協議会の運営経費は次の収入によって支出する。

(1) 会員からの会費

(2) 事業収入

(3) 寄付

第21条《会計年度》

協議会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日とする。

第22条

協議会の会計業務は、事務局が担当するものとする。

第 23 条

定例総会及び臨時総会にて収支、決算報告を行うものとする。

第 24 条《事務局の設置》

協議会の事務全般を処理するために事務局を設け、必要な要員配置を行う。

第 25 条《事務局長の設置》

事務局には統括責任者として、事務局長を置き円滑な運営を行う。

第 26 条

事務局は、逗子市内に置く。

第 27 条《本規約の改廃》

(1)当協議会の各種規定、規約の改廃は、総会の決議をもって行う。

(2)当協議会は、必要に応じて本規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾するものとする。

(3)変更後の会員規約については、電子メール、Web 上、書面その他当協議会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を乗じるものとする。

第 28 条《個人情報の保護》

当協議会は、当協議会が保有する会員の個人情報（以下、「個人情報」）に関して当協議会が別途定める「プライバシーポリシー」に従い、個人情報を適切に取り扱うものとする。

第 29 条《専属的合意管轄裁判所》

当協議会および会員は、当協議会と会員の間で紛争等が生じた場合はお互いに誠実に協議するものとし、協議でも解決しない場合は裁判所に移行することとし、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 30 条

その他、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に関し、関係者間で何らかの疑義が生じた場合には、互いに誠意をもって協議を行うものとする。

第 32 条《附則》

この会則は、2023 年 8 月 8 日より施行する。